

# 千駄ヶ谷日本語教育研究所グループ 納付金返還規程

## 第1章

### 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、学則に規定された生徒納付金返還取扱いの詳細を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 生徒納付金とは、入学選考料、入学金、施設費、授業料、保険料、教材費をいう。

#### (適用範囲)

第3条 本規程は、千駄ヶ谷日本語学校、千駄ヶ谷外語学院、千駄ヶ谷日本語教育研究所附属日本語学校に在籍中の生徒、入学予定の生徒を対象者とする。

## 第2章

### 返還取扱い

#### (返還)

第4条 在留資格認定証明書の交付を受けた生徒が入学しなかった場合、在留資格認定証明書の原本と入学許可証の返却が確認された後、授業料、施設費、保険料、教材費について返還する。

2 生徒が入学した場合、6ヶ月分の生徒納付金はいかなる事由があっても返還しない。

3 9ヶ月払いにより生徒納付金を納めた生徒が途中退学する場合、在籍期間が6ヶ月以下のときは授業料、教材費3ヶ月分を返還する。在籍期間が6ヶ月を超えるときは返還しない。

4 12ヶ月払いにより生徒納付金を納めた生徒が途中退学する場合、在籍期間が6ヶ月以下のときは授業料、教材費6ヶ月分を返還する。在籍期間が6ヶ月を超えたときは返還しない。

5 入学後、継続のために支払う授業料、教材費については、次学期開始前日ま

でに途中退学する場合に限り、返還する。

(途中退学)

第5条 退学しようとする生徒は、その事由を記載した退学届(所定書式)を提出し校長の許可を受けなければならない。

但し、退学届の提出と受理が入学後6ヶ月を超えたときは、返還対象としない。

また、生徒の学則違反、出席不良等による退学処分のあるときは、返還対象としない。

(返還手続き)

第6条 返還手続きは、その退学事由ごとに確認を行った後に実行することとする。

(1)生徒が帰国するときは、在留カードの失効を確認した後に実行する。

(2)生徒が就職するときは、在留資格変更を確認した後に実行する。

(3)生徒が進学するときは、入学を確認した後に実行する。

(4)その他の事由により途中退学するときは、変更後の在留資格を確認した後に実行する。

(支払い)

第7条 返還は生徒の指定した口座に振込みする。

2 返還に伴う送金手数料は生徒の負担とする。

(その他)

第8条

本規程に定めのない事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 附則

1. この規程は2023年4月1日より施行する。
2. この規定の一部改正は、2025年4月1日より施行する。